

報道関係者 各位

令和6年6月28日（金）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 森越 利夫

賃金指導官 高山 竹郎

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

青森県最低賃金の改正諮問について

～令和6年度第1回青森地方最低賃金審議会を開催（取材依頼）～

令和6年度第1回青森地方最低賃金審議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。今回は、青森労働局長から青森地方最低賃金審議会に対し青森県最低賃金の改正に関する諮問を行う予定です。

- 1 開催日時：令和6年7月4日（木）午後3時～
- 2 場所：青森第二合同庁舎1階 共用会議室（青森市長島1丁目3番5号）
- 3 議題：（1）青森県最低賃金の改正に関する諮問について
（2）その他

※ 審議会はすべて公開です。

今回の青森労働局長からの諮問を受け、青森地方最低賃金審議会では、今後中央最低賃金審議会から示される最低賃金の引上げ額の目安を参考としながら、県内の労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮しつつ、青森県最低賃金の引上げ額の検討を行うこととなります。

（青森県最低賃金決定の仕組みについては[参考](#)の2のとおり）

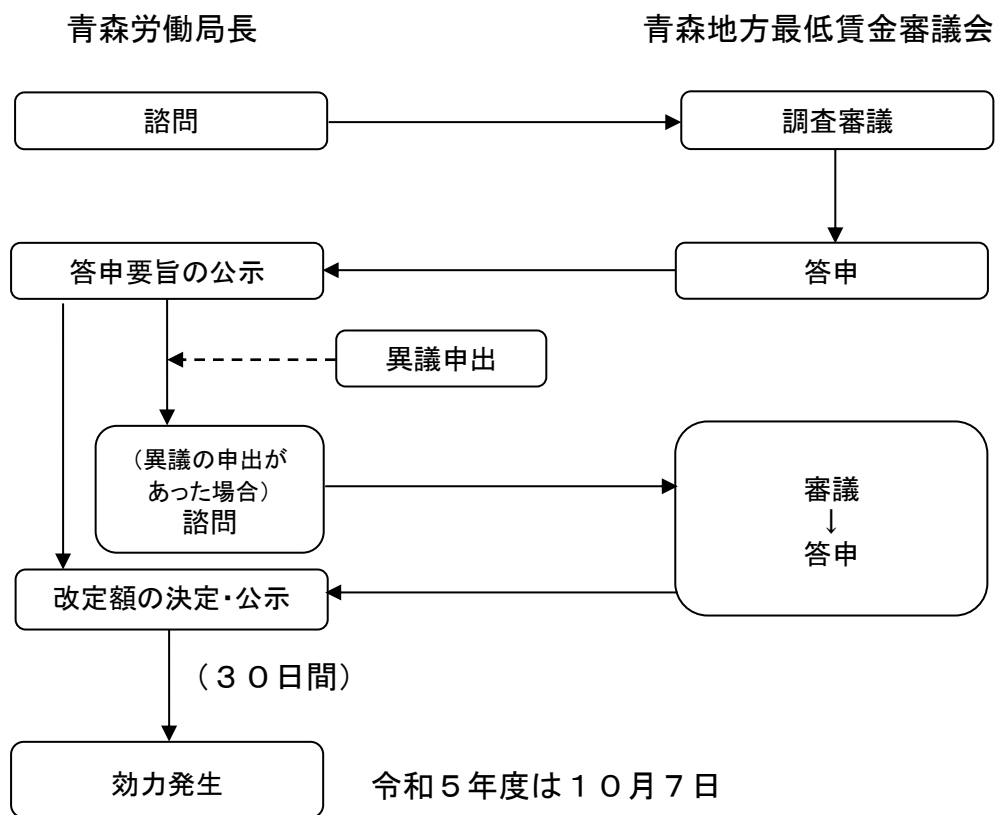
参考

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未満の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、この場合、使用者に対して罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

2 青森県最低賃金決定の仕組み



3 現行の最低賃金額・適用使用者数・適用労働者数

青森県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間 898円	適用使用者数	適用労働者数
		38,607人	446,200人

適用使用者数・適用労働者数は、令和3年経済センサス(総務省統計局)によるもの。

4 青森県最低賃金の推移

年度	時間額 (円)	発効年月日	年度	時間額 (円)	発効年月日
平成 26	6 7 9	平成 26 年 10 月 24 日	令和元	7 9 0	令和 元年 10 月 4 日
平成 27	6 9 5	平成 27 年 10 月 18 日	令和 2	7 9 3	令和 2 年 10 月 3 日
平成 28	7 1 6	平成 28 年 10 月 20 日	令和 3	8 2 2	令和 3 年 10 月 6 日
平成 29	7 3 8	平成 29 年 10 月 6 日	令和 4	8 5 3	令和 4 年 10 月 5 日
平成 30	7 6 2	平成 30 年 10 月 4 日	令和 5	8 9 8	令和 5 年 10 月 7 日

5 青森地方最低賃金審議会委員

(公益委員)

飛鳥 由美子 青森大学総合経営学部准教授
 石岡 隆司 弁護士
 中村 円香 日本放送協会青森放送局長
 森 宏之 青森大学総合経営学部教授
 森 理恵 弁護士

(労働者側委員)

秋田谷 宗孝 日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
 相馬 満 弘前航空電子労働組合書記長
 中野 隼 日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
 野坂 聡子 オールユニバースユニオン副委員長
 保土澤 貴 アンフィニ青森労働組合副執行委員長

(使用者側委員)

小山内 眞 株式会社小山内バッテリー社代表取締役
 小野 武司 三八五自動車整備工業株式会社代表取締役社長
 小山田 康雄 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
 菅 孝 青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事
 藤井 淳子 青森県火災共済協同組合専務理事

(注) 委員は、五十音順である。